

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 6月 10日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{カブシキ カイシャ}株式会社 ^{ヒラックスニジュウイチ}ヒラックス21
 住所 639-2101 奈良県葛城市疋田214-1
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ダイヒョウトリシマリヤク}代表取締役 ^{ヒラタ}平田 ^{シズオ}静男
 電話番号 0745-69-2521
 FAX番号 0745-69-7200
 メールアドレス hirax21@eagle.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 10 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ヒラックス21

住 所 639-2101 奈良県葛城市疋田214-1

代表者氏名 代表取締役 平田 静男

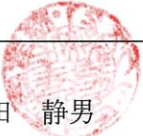


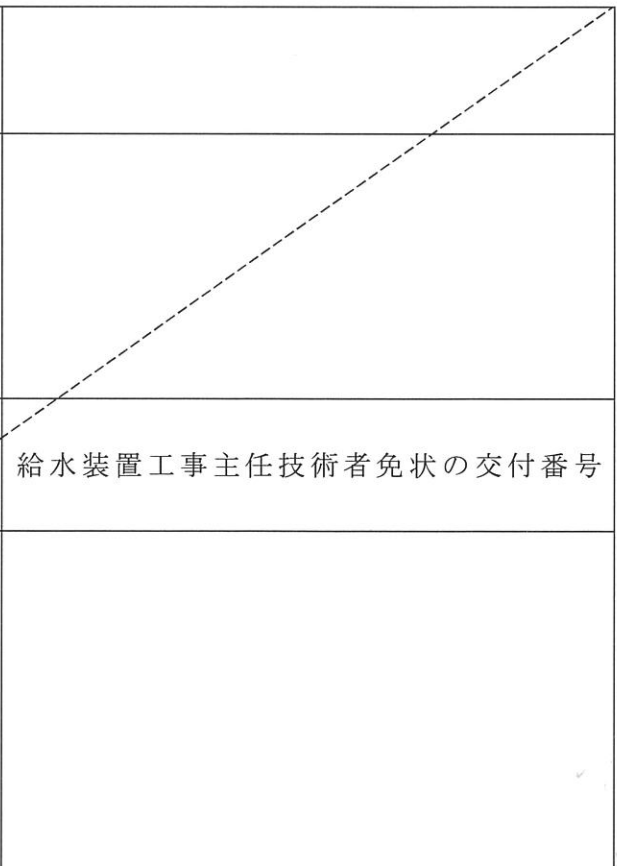
印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>ヒラックス21</small> 平田 静男	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ヒラックス21
上記事業所の所在地	郵便番号 639-2101 住所 奈良県葛城市疋田214-1 電話番号 0745-69-2521 F AX番号 0745-69-7200 メールアドレス hirax21@eagle.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
平田 静男 	第145353号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和2年6月10日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	1	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	300平型判丸型	1	
		N-100A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ	ガスボンベ式	1	
		13mm～100mm	1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 6 月 10 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 ヒラックス21
住 所 奈良県葛城市疋田214-1
代表者氏名 代表取締役 平田 静男



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良県葛城市疋田 2 1 4 番地 1
株式会社ヒラックス 2 1

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 1 5 0 8 7	
商 号	株式会社ヒラックス 2 1	
本 店	奈良県葛城市疋田 2 1 4 番地 1	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成 2 0 年 1 0 月 1 日	
目 的	1. 家庭用電化製品の販売及び修理 2. 厨房機器及び設備、住宅設備機器、冷暖房設備の販売 3. 空調設備工事の設計、施工 4. 映像情報機器、音響機器、電信電話機器の販売 5. オフィスコンピューター、ワープロ、ファクシミリ、複写機等の事務機器販売 6. 高圧ガス及びガスの販売、ガス設備機器の販売並びに修理 7. ガスに関する工事の請負 8. 建設業 9. 前各号に付帯関連する一切の業務 令和 1 年 1 1 月 2 7 日変更 令和 1 年 1 1 月 2 9 日登記	
発行可能株式総数	3 0 0 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6 0 株	
資本金の額	金 3 0 0 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 平 田 静 男	令和 1 年 1 1 月 2 7 日就任
		令和 1 年 1 1 月 2 9 日登記
	奈良県葛城市葛木 9 2 番地 4 代表取締役 平 田 静 男	令和 1 年 1 1 月 2 7 日就任
		令和 1 年 1 1 月 2 9 日登記

奈良県葛城市疋田214番地1
株式会社ヒラックス21



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 6月17日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

杉 本 孝 誠



整理番号 ア389165

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

定 款

株式会社 ヒラックス 21

平成 20 年 9 月 27 日 作成

株式会社ヒラックス 21 定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ヒラックス 21 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 家庭用電化製品の販売及び修理
2. 厨房機器及び設備、住宅設備機器、冷暖房設備の販売
3. 空調設備工事の設計、施工
4. 映像情報機器、音響機器、電信電話機器の販売
5. オフィスコンピューター、ワープロ、ファクシミリ、複写機等の事務機器販売
6. 高圧ガス及びガスの販売、ガス設備機器の販売並びに修理
7. ガスに関する工事の請負
8. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県葛城市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社が発行することができる株式の総数は、300 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- ① 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当会社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき
- ② 株式取得者が上記①の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき
- ③ 株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき
- ④ その他、会社法施行規則22条1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役が招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を有する株主全員の同意があるときはこの限りではない。
- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

- 2 取締役に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(総会議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は1名以上5名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(代表取締役及び社長)

第19条 当社の取締役が1名のときは、その取締役を社長とし、取締役が2名以上あるときは取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役を社長とする。

2 社長は会社を代表する。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

(取締役に対する報酬等)

第21条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第 23 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 24 条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附則

(設立の際に発行する株式の数)

第 25 条 当社の設立時発行株式の数は 60 株、その発行価額は 1 株につき金 5 万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額)

第 26 条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金 300 万円とする。

(最初の事業年度)

第 27 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。

(設立時取締役)

第 28 条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

奈良県葛城市葛木 92 番地 4

設立時取締役 平田 静男

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第 29 条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良県葛城市葛木 92 番地 4

平田 静男 60 株 金 300 万円

(法令の準拠)

第 30 条 この定款に規定にない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社ヒラックス 21 を設立のため、発起人平田静男の定款作成代理人である司法書士松下宏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 20 年 9 月 27 日

発起人 平田 静男

上記定款作成代理人 司法書士 松 下 宏



令和2年6月10日

原本に相違ございません。

株式会社ヒラックス21
代表取締役 平田静男



給水装置工事主任技術者証

免状番号 第145353号
交付年月日 平成11年 2月 9日
本籍 奈良県 ヒラタ シスオ
氏名 平田 静男
生年月日 昭和44年10月 8日



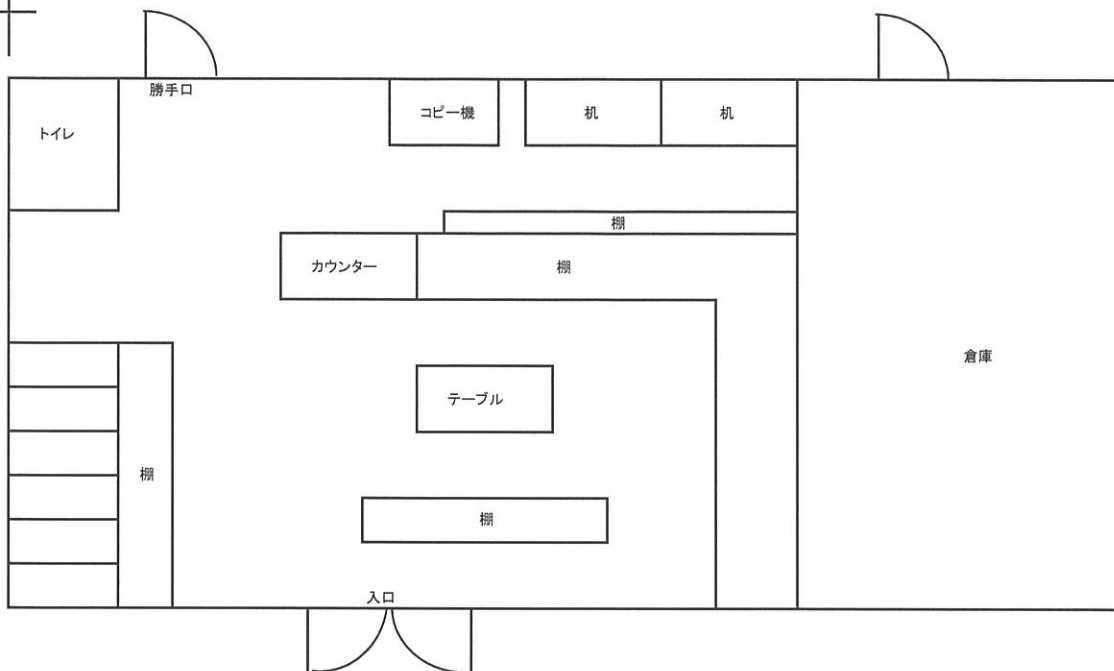
財団法人 給水工事技術振興財団理事長

いつもNAVI

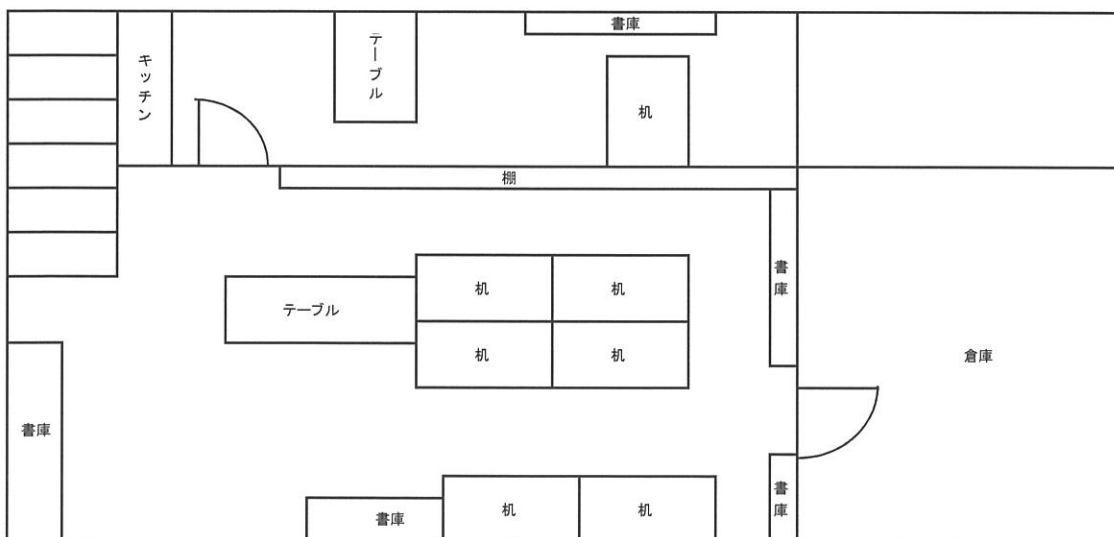
メモ欄：入力したメモと一緒に印刷できます



4



1F



2F

(株)ヒラックス21



外観



室内

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 6月 10日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキ カイシャ ヒラックスニジュウイチ 株式会社 ヒラックス21
 住所 639-2101 奈良県葛城市疋田214-1
 フリガナ 代表者氏名 ダイエイウトリシマリヤク ヒラタ シズオ 代表取締役 平田 静男
 電話番号 0745-69-2521
 FAX番号 0745-69-7200
 メールアドレス hirax21@eagle.ocn.ne.jp



印

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2年 6月 10日

届出者

氏名又は名称 株式会社 ヒラックス 21
住 所 奈良県葛城市疋田 214-1
代表者氏名 代表取締役 平田静男



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ヒラックス 21	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
平田 静男	第 145353 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第145353号
交付年月日 平成11年 2月 9日
本籍 奈良県 橿原市
フリガナ ヒラタ シズオ
氏名 平田 静男
生年月日 昭和44年10月 8日



財団法人 給水工事技術振興財団理事長